

「民法の一部を改正する法律」の施行に伴う各預金規定改定のお知らせ

2020年3月5日
東京シティ信用金庫

当金庫は、令和2年4月1日付「民法の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、令和2年4月1日付にて下記の通り預金規定の一部を改定しますのでお知らせいたします。本規定改定の内容は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用させていただきます。

記

1. 改定となる預金規定

普通預金・総合口座取引・貯蓄預金・納税準備預金規定集
スーパー普通預金規定
定期積金規定
定期預金等規定集
積立定期預金規定
当座勘定規定
通知預金規定
外貨普通預金規定
外貨定期預金規定

2. 主な改定内容

定期預金等規定集（預金の解約）と積立定期預金規定（預金の解約、書替継続）に「満期日前解約」条項を追加（下線部が追加箇所）
（預金の解約）または（預金の解約、書替継続）
「(1)この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。」と新設致します。

外貨定期預金規定に「満期日前解約」条項を追加（下線部が追加箇所）
（預金の支払時期）

「(2)この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。」と新設致します。

普通預金・総合口座取引・貯蓄預金・納税準備預金規定集、定期積金規定、定期預金等規定集、積立定期預金規定、当座勘定規定、通知預金規定、外貨普通預金規定の「成年後見人等の届出」条文第1項のあとに追加（下線部が追加箇所）

「(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も同様にお届け下さい。」と追加致します。

また、スーパー普通預金規定・外貨定期預金規定については上記の第1項の追加を含め、「成年後見人等の届出」条文を追加致します。

期日指定定期預金規定、自動継続期日指定定期預金規定、自由金利型定期預金（M型）規定《スーパー定期》、自動継続自由金利型定期預金（M型）規定《自動継続スーパー定期》、自由金利型定期預金規定《大口定期》、自動継続自由金利型定期預金

規定《自動継続大口定期》、変動金利定期預金規定、自動継続変動金利定期預金規定の（「利息」条文の預金を満期日前に解約する場合には、）
を「この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する
場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、」と
変更致します。

上記1 .の ~ の全ての規定、規定集について次の内容の最終条を新設致します。
「(規定の変更)

- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。」
と新設致します。

なお、外貨定期預金規定及び外貨普通預金規定の詳細については取扱店にてお尋ね下さい。

令和2年4月1日現在

以 上



<http://www.shinkin.co.jp/to-city/>